

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（190）

2. 日時：令和4年11月11日（金）13：30～16：09

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

小舞管理官補佐、荒井安全審査専門職、安澤技術参与、羽賀技術参与

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長、北嶋推進官、高橋係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他8名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）から、
許可基準規則と旧設計指針の対応、第8条（火災による損傷の防止）における
ケーブル室の対策及び第9条（溢水による損傷の防止等）における溢水防護対
象機器の選定に係る説明があった。

○ヒアリング内容は、自動文字起こし結果を参照。

6. 配布資料

資料1：許可基準規則と旧設計指針の対応

資料2：第8条（火災による損傷の防止）ケーブル室の対策

資料3：第9条（溢水による損傷の防止等）溢水防護対象機器の選定

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	よろしくお願いします。はい、では1911月11日、桐野市ですね、のヒアリングを始めます。今日はですね資料ご提示いただいているものは、
0:00:10	順番でいうと、投信の対応の話と火災、ケーブルですねあと溢水の話が来てますが、今日は家財室にもお時間いただいてきてもらってますんで最初に火災の話を見せていただいて、
0:00:24	ある程度議論が終わったところで、残りの課題というふうにしたいと思いますがよろしいですか。
0:00:31	はい。JA側はそれで構いませんのでよろしくお願いいたします。はい、わかりました。では前回の会合でも出していたらいいケーブルの資料だと思いますのでこちらご説明お願いしてよろしいですか。
0:00:45	はい。原子力機構問題でそれでは常和175-2の方で、火災による損傷の防止のうちケーブル室に対する対策について、
0:00:56	ご説明させていただきます。通しの右下の通しで5ページからお願いします。
0:01:07	こちら前回審査会合でいろいろご指摘、コメントご助言いただきましてそれに対する対応、
0:01:14	方で改定した資料になっております。まず2ポツのケーブル書に対する対策の冒頭の黄色の部分になるんですけどもこちらについては、前回お出しした資料で困難であるが、
0:01:26	等々という説明をさせていただいたところについてご指摘いただいて、こちらの記載の通り適切な対策を講じるものとするという表現に見直したものとなっております。
0:01:39	その下の①の新設のケーブルまたはケーブルトレイの離隔については今回新しく設置するケーブルトレイですとかケーブルケーブルの離隔の方法について具体的に、
0:01:52	少し説明を追加しております。具体的には黄色のマーカーで塗り潰しておりますところでケーブルトレイについては系列の異なる
0:02:04	ケーブルを敷設するものについて水平方向で0.9、垂直方向で1.5以上の距離を確保するというところを基本とすると。
0:02:12	あとケーブルトレイから出ていって正規版等に接続していくラインにつきましては電線管への封入ですとか耐火テープを巻くといったところで、
0:02:22	家、同時に機能を喪失することがないようにといった対策をとっていくことを基本とするというところを説明追加させていただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	②の火災の早期感知というところなんですけども家光ファイバーの扱いにつきましては、こちら黄色の判定値の下部の通りでしてケーブルの火災、フォア何らかの入院予定。
0:02:47	レベルが加熱されて蓄熱して発火に至るってところが主な要因であると考えられると。
0:02:53	ですのでそれを早期に検知できるように検知装置として光ファイバ温度センサーを設置するということにさせていただいております。
0:03:03	めくっていただいて6ページになるんですけども、
0:03:06	先ほどの光ファイバ温度センサーによって火災を感知した場合には、手でハロン消火設備の方を起動するということにさせていただいております。
0:03:18	こちらの資料の説明は以上になります。
0:03:20	はい、ありがとうございます。この点についてご確認等ありますればお願いいたします。
0:03:28	はい、お願いいたします。
0:03:30	はい。葛西津野高橋と申します。通しページの5ページお願いします。っすね。はい。
0:03:41	そこでケーブルトレイについて系列の異なるケーブルを敷設するケーブルトレイ間は、水平年休垂直1.5以上離すこととされておりすが、
0:03:52	これは火災防護審査基準でいうところの、3、個別の火災区域または火災区画における留意事項からきているものと認識しておりますが、
0:04:03	この系列の異なるケーブルについてどう審査基準の2ポツ、3ポツ1に掲げる系統分離の要件を、今現在の資料では説明しきれてないかなと感じております。
0:04:16	具体的に系統分離の要件、ABCありますが、どれになるのでしょうか。
0:04:27	を原子力機構の谷津火災防護基準のABCというくくりでは、
0:04:35	少し下、
0:04:36	ロッカー合致しないのかなと思いますけれども火災の影響評価ガイドの方で、水平方向0.9と垂直方向1.5以上離しておけば
0:04:48	そこへの影響を評価する必要がないといった記載があったかなと思っております。ですのでケーブルトレイについてはある意味特殊な、こういった方法で分離するということがあるのかなと考えておりましてこういう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:05	対応としております。
0:05:14	いうお話はわかりましたが、
0:05:18	評価ガイドではそれでよろしいとなってるってことですか。
0:05:26	すいません。確かそのように記載があったのでケーブルトレイについてはそういった対応があるルールのかなと考え認識しております。
0:05:36	それを詳しく説明して、
0:05:43	すいませんその根拠それでよしとする根拠も、もう一度詳しく説明をお願いします。
0:05:51	あと火災影響評価概要の方で、ケーブルトレイ間、ケーブルトレイについてはケーブルトレイ間水平方向 0.9 と垂直方向 1.5 以上であれば、
0:06:03	他で生まれた時の延焼を考える必要がないといった、記載があったかなと思っております、それに基づいてケーブルトレイについては 0.9、1.5 以上離しておけば、
0:06:17	効果が燃えても、周りが燃えても減少しないというような形になるのかなと考えております。
0:06:28	火災対策室の齋藤ですけど、今のご説明をするのであれば、きちっと火災評価影響ガイドの該当のページを資料としてお示ししていただいて、
0:06:43	それをご説明いただいた上で、実際の火災防護審査基準で言うところの、今高橋から指摘させていただいた、2.3. 1 の (2) の A B C の
0:07:00	どれに当てはまるのかというところの見解をきちっと資料としてお示しいただきたいと思っておりますけれどもそれでよろしいですか。
0:07:32	あ、すいませんちょっとちょっとお待ちいただければと思います。今日ではなくって、きちっと資料として出していただきたいので、今日のご説明の内容を説明できるようにちょっと資料整えていただきたいんですけども。
0:07:49	はい承知しましたその辺りこちらの資料に展開させていただければと思います。
0:07:58	あと 1 点、すいません高松ですけども、ご相談をさせていただきます。今回ケーブル数のお話を特別にご説明しているのは、ひっくり返して、
0:08:13	ごめんなさい。高橋さんは発話してもらってもいいですか。すいません。すいません。ケーブル数の話を徳田ししてちょっと今、
0:08:21	議論を協議させていただいてるのは、いわゆる A B C といいますか、一井さんといいますか、6 メーター 3 メーター、6 メーター 3 時間 1 時間っていう、
0:08:33	カテゴリーの中にピッチ入り込むわけではないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:37	目指すところは多分1時間の自動消火のカテゴリーではあるんですけども、そこにもちょっとぴっちりにはあまり切らないというところで、
0:08:47	我々としてできる努力ということでご説明させていただこうかなというふうに思っているところなんですけども。
0:08:54	そ方向性でよろしいんでしょうか。
0:08:58	火災対策室の齊藤です。まず、要はどこまで基準に沿っていて、そこから先どういうことを対策することによって、
0:09:10	技術基準を満足しようとしているのかと、いうことですね。要は技術基準を満足するというか、技術基準の本来の目的に、
0:09:21	そういうような形で、対策をとっているというご説明をされるのかというところをですね、きちっと整理していかなければいけないと思うんですね。それが今の
0:09:32	明石葛西対策室の高橋からですね、ご質問させていただいた人なんですケーブルトレイが、そこで話している、離れているということと、
0:09:43	それ、それを満たした上で、この火災防護審査基準で言うところ2.3.1の(2)の多分Cになると思うんですよね。Cになると思う。そのところで、
0:09:56	ケーブルとそのものに、何か例えばケーブルトレイそのものを巻くことによってさらにですね、耐火性能を上げていとかですねそうした話があるのかなのかとか、
0:10:11	そうしたことも含めてですね、
0:10:15	要は、JA側としてのこのケーブル質問対策についての蓋然性をですね、確認したいという意図でですね、ご質問をさせていただいているという趣旨だというふうにご理解いただければと思っています。まずそこは大丈夫ですかね。
0:10:31	はい、わかりました。ちょっと、我々ガイドで評価の対象としないのをベースに、
0:10:39	それが審査基準の、を満足してるっていうふうには思ってたんですけども、その関係をちょっと我々としてもちょっと整理してお示ししないといけないっていうところであり、理解はしました。はい。ありがとうございます。火災対策室の齋藤です。なおですね、
0:10:58	影響評価ガイドの部分を持ってきてご説明することはそれはそれです、議論、今後ですね審査会合等で議論することに、最終的な議論することについては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:11	いいんですけれども、一応火災評価影響ガイドの位置付けて、火災防護審査基準の 2.3. 2 で書いてある通り、あくまで
0:11:23	火災を自分たちがやった性設計がクロスチェックとして正しいですよっていうチェックの仕方をですね示すガイドという位置付けなので、
0:11:33	ちょっとそのところはですね、理解していただいた上でですね、ちょっとその論理を組み立てていただければと思います。よろしくお願ひします。
0:11:44	はい承知しました。ありがとうございます。すいません。どうぞ。
0:11:49	葛西。
0:11:50	明石です。同じく光ファイバ温度センサーについてですが、閉そちらが火災を感知して感知はすると、それをおそらく中央制御室で把握するのかなと思うんですけど把握する市区MEについてどのようになっていますかね。
0:12:11	中央制御室にモニターとあと、
0:12:18	警報機、設けて設定温度を出したら中央制御室のほうに警報を鳴らすというような形を今考えております。
0:12:29	はい。河西かわはら先生わかりました。それを、それで把握して
0:12:36	その後中央室にいる必要な生活にいる方がそこから、
0:12:43	ケーブル室まで向かって手動で起動させるってというような感じで呼んだんですが、はいそこまで行くまでの時間、
0:12:53	これはどれぐらいかかるものなのか、また中央制御室から遠隔で起動するつもりはないのかということをちょっと確認させてください。
0:13:18	中央制御室頭頸部リストの位置関係なんですけども、7 ページGのところにあるように中央制御室のロッカーに有井ますですので、
0:13:31	移動時間としては5分程度、長く見積もっても5分程度かなと考えておりますで、今のところケーブル室の近傍
0:13:42	ケーブル室外の近傍に、手動起動スイッチを設けましてそちらを押して、起動するという運用考えております。
0:13:54	高瀬わかりましたで言えば会館ケーブルで感知をしたら、その5分後に、
0:14:00	手動操作で消火設備を作動させるということのを和久里場合アップしました。
0:14:11	いけます光ファイバーケーブルの断線。
0:14:15	が起きてても断線されてない関係官庁ができるような話を持ってたんですけども、1回ファイバーケーブルの断線という事態が起きたこと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:26	は中央選出で把握することは可能でしょうか。
0:14:41	すいません詳細をちょっと確認させていただければと思いますけども断線した部分の温度監視ができなくなりますので、確認はできるのかなと思っ
0:14:51	ています。ちょっと詳細は確認して別途回答させていただきます。
0:14:57	笠川先生わかりました私からは以上です。
0:15:01	はい、ありがとうございます。他いかがでしょう。
0:15:05	はい。お願いいたします。火災対策室の齋藤です。今高橋から質問させていただいた意図って、わかってらっしゃるかなっていうところをすいませんちょっと先に補足させてくださいね。
0:15:22	光ファイバ温度センサーを断線してることの警報が出てなければ、火災のとらえる機器として、消火が確実にできたかどうかを確認しますという話も含めて不完全な機器になってしまうんで、
0:15:39	そこもし断線したことがわからないとかいうような話があるんだとすると、それを補う措置をですねきちっと提示していただかなければいけないってなってしまうんで、
0:15:50	そこのところについては意図としてはご理解いただいていますかね。
0:16:00	原子力の高松です。資料の10ページの図3で、基本的には要は断線があると、そこまでしか行って帰ってこないんで、
0:16:12	そっから先の、多分、計測ができなくなるので、断線がわかるのかなとは思っています。なのでちょっとすみませんきちっと確認はしますけれども、
0:16:24	男性が上がるかどうかという観点では、
0:16:27	もともとは開催場所が、その多くが測れなくなったというようなイメージで、
0:16:35	検知できるんじゃないかなというふうに今考えてるところになります。
0:16:41	火災対策室の齋藤です。いや私としては今、立松さんがまさしくおっしゃったような話で一番遠くのところが、確認できなければ、警報出して、
0:16:51	確実にそこが断線していて、し設備の健全性を把握してますと、いうようなお話がえられるのかなと思って期待していたんですけども、確認しますと言われちゃうと、ちょっと辛いなど。
0:17:05	というのが一つの話ですんで、すいません趣旨をご理解いただいたようなので、はいありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:13	で、それ以外すいません。はい。
0:17:17	すいませんそういう意味では、これ、これから設計するもので、設計方針としてそのような形にするように、ちょっと確認したいと思います話したいと思いますが、火災対策室の斎藤です。とりあえず、そのところについては
0:17:34	処置と対応についてはきちっと設計する前に、それはもう製品の仕様そのものなのでよろしくお願いしますねと。その次にちょっと全体的な話として、
0:17:46	これカラー順。
0:17:50	いや、話がでっかいほうから順番に話をしていくんで、まず全体の構成の話なんですけど、通しページの6ページの参考っていうところなんですけど、
0:18:03	これー、
0:18:05	結局、この参考というところの扱ってというのは、JA側としては、どのように取り扱う予定なんでしょうか具体的にこの参考、適用しなければいけないような、
0:18:19	場所っていうのがあるのかないのかっていうところについてまずちょっと教えていただいてもいいですか。
0:18:30	一応参考は、
0:18:35	何だっけ視察いただいたときに、既設ケーブルも、
0:18:40	がどうなるのか、書いといてっていうようなお話もあったので、入れたというところなんです。既設のケーブルは基本的に動かさないつもりなので、
0:18:53	あるものについては、可燃物として取り扱うことになりますっていうんとこの後の影響評価上の取り扱いを、ここに書いてると。
0:19:02	ただ、既設とはいえなんかやってるんでしょうねというところもあるので、基本的には系列のほとんどケーブルが敷設。
0:19:14	それごとにされてますよ、それから仕切り盤入れてますよっていうところを、
0:19:19	情報として入れているというところになりますので、
0:19:24	ケーブル室の火災影響軽減という観点でこの参考がいるかってどうかっていうと、
0:19:30	ダイレクトには言わない記載かもしれません。そのあと影響評価のところ、
0:19:34	この部分が可燃物として取り扱われるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:39	今ここには書いてありますけどもそこでは取り扱う形になりますけども、ここに無理に買わなきゃいけないかっていう話ですと別に無理に書く上ではないかなとは思っておりますので、
0:19:52	消した方がいいということがあれば削除します。
0:19:56	といいですか。荒川ですけども、ちょっと確認させてください。既設の経営努力をとっぱらないので残るからっていう話だったかと思うんですけども、
0:20:06	僕は理解したのは、これもう新ビルケーブルが残るってそういうことでよろしいですか。
0:20:23	ごめんなさい。ちょっと今一瞬切れちゃったんですけど1度お願いしますすみませんありがとうございます。既設のケーブルは残りますということなんですけれども、
0:20:34	要はその引き直すので新しいケーブルができて、既設のケーブルっていうのはとっぱらないという話があったので、
0:20:44	新しいケーブルがもうは、配膳されてるわけなので、この残るケーブルでこれ死んでしまってるケーブルが、残りますとそれは可燃物として管理をします。そういう意味合いですか。
0:20:59	そこちょっと確認させてください。そうですね残るケーブルは、うん。全部が全部当然死んでるわけではなくって、要は火災防護対象ではないっていうんですかね。うん。
0:21:12	要は難燃ケーブル化しないものが、そのまま残りますと、そのまま残っているんで、この後の影響評価ですよ。学んで言ってたものに対しての評価上は、
0:21:28	可燃物として取り扱いますと。
0:21:30	やりました地図、もう少しだけ確認させてください。引き直したものに対しては、死んだケーブルが残ってしまうと。
0:21:40	もう一つ、施設の警部として残るものは、例えば今ですね、その議論になっている、流量計の話、流量計はあれは、
0:21:53	火災分基準を適用しませんと言ってるので、
0:21:57	これについては、火災防護の対象のケーブルじゃなくなってくるんですけども、そういったものが混在しているってそういうふうには理解すればよろしいですか。
0:22:11	うーん。引き直したやつを撤去し、そのまま残っていて、一緒になってないって残ってる。いや、火災対策室の齋藤です。今のお話って結構、実は重要な話

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:28	3、やっぱりちょっと参考ではないなという気がだんだんしてきたんですよ。書き方としては、要は火災防護の関係のケーブルの扱いってというのが、多分、
0:22:42	ケーブル室に対する今2番でケーブル室に対する対策っていう話でいろいろ書いていただいているんですけども、要は、
0:22:53	火災防護に基づく措置を講じるケーブルの扱いってというのが、この①から③のところ、一つあってこれが(1)みたいな感じであって、
0:23:05	この参考の部分ってというのは(2)で、火災防護基準に基づく措置を講じる予定ってか必要がないケーブルの扱いと。
0:23:16	ということで、ヶ年分、可燃物として取り扱うというところまでは今の議論を踏まえてもうちょっと表現をうまく修正していただければここまではOKです、
0:23:28	そうすると、
0:23:30	議論として、
0:23:33	ケーブルトレイ間の先ほど高橋から質問させていただいた、火災の影響軽減の2.3.1の(2)のABCの多分Cを、
0:23:46	対策のときに、の系列間が1時間の耐火能力を要するかけ機で分離されておりってようなところの概念のところ、
0:23:56	多分おそらくですけど、この既存のケーブルトレイとの関係ってどうなんですかというご質問を多分せざるをえなくなるだろうなという、というのが、
0:24:08	今のお話を聞いててまず一つ、ちょっとそこの部分は整理し、考え方を整理してくださいねというところがまず1点あるかなと思ってます。
0:24:18	これについてはご理解いただけましたか。
0:24:23	はいそうですね可燃物として取り扱う形になるので、そこからそれなりに離れていないと影響が出るよねというご指摘かなと思います。そうですね。だからケーブルトレイそのものに何かその対策を施すのか。
0:24:39	それとも何か本当の隔壁を置くのかとかですねそうした話が多分いるんじゃないのかなというのがまず1点です。あともう一つなんですけど、
0:24:47	この参考って今書いてあるところのなお書きの部分なんですけど、
0:24:53	ここのすみません話が、
0:24:57	す。
0:24:59	前にも溜まっちゃったら、来教えていたもうお話を伺って、理解したかなと思ってもう1回自分で読み返してみたんですけどもう1回、理解で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	きてなかったような気がするのでもう1回ちょっとこのなお書きの部分の、
0:25:14	意図するところについてちょっと教えていただいてもいいですか。
0:25:21	特に仕切り版をお設けて設置するという設計にするって書いてあるんですけどこれ何、何でするんでしたっけって話をすいませんもう1回教えていただいてもいいですか。
0:25:44	高水すみません等、実態として入ってるというところ。
0:25:49	ではあるんですけども仕切弁の話については一応、ある程度、昔も系統の分離といいますか、
0:25:58	はしようと思っていて、トレイごとに一応分けてる部分はある。それから、同じものの中でも、多少なりともは形として仕切りが入っていると、というような、
0:26:10	ものになっているというところになります。ただ、それが、今で言うところの、1時間耐火なのか3時間耐火なのかっていうような、
0:26:20	ものではないので、何だ審査基準に基づく分離に該当するかしなかったっていうと、そこには合致はできないのかなという形にはなってます。
0:26:35	はい。火災対策室の齋藤です。このなお書きの部分については、今の事実関係だけ書いてあって火災防護上の評価についてはまだこの部分についてはまだ触れられてないと、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:26:50	多分力評価としては今高松さんおっしゃった通り火災防護上の
0:26:55	話の効果が多分ないっていう話になるんでしょうけれども、
0:26:59	そういう理解でよろしいでしょうか。
0:27:04	そうですね葛西部長の評価というのはその上の、
0:27:08	全部可燃物として取り扱いますっていう。
0:27:12	結論営業はここにあるっていうこと自体が、火災防護対象要は、
0:27:18	審査基準に基づく炉をやるケーブルではないので、
0:27:22	それぞれが守られるか守れないかっていうような評価の対象にはしない。なので、全部可燃物としてドーンと取り扱いますというようなイメージかなと思ってます。
0:27:36	はい。火災対策室の齋藤です。そういうお話であれば、やっぱり先ほど私が申し上げた通りこれやっぱり参考ではないと思ってますんで、火災防護上の対応のケーブルとそうでない対応ケーブルという形でカテゴリーとして分けて確実に記載していただきたいなというのと、
0:27:56	あとそうした既設のケーブルが可燃物として取り扱うようなものがその空間に残っている中で、とか、この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:08	それよりも前にあるですね、ケーブル室に対する対策食うとしても、新規制基準には対応する火災防護基準に基づく措置を講じるケーブルの、
0:28:20	火災防護の仕方についてこうしたものがあるということを前提にした計画になっていると、の考え方になっていると、いうことをですねきちっと
0:28:32	位置付けをしていただきたいなと思ってますんで、その辺は資料としてすみません改めて修正してご説明いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:28:47	原子力機構なり佐野承知しました資料にその辺りも、追記して別途ご提示させていただければと思います。
0:28:58	はい。火災室の斎藤葛西対策室の齊藤です。とりあえず参考のところについては今そういうところでちょっと修正していただいたものを見てからまたすみません確認をさせていただければと思います。残りの部分について、
0:29:11	ちょっと細かいお話をちょっと教えていただきたいと思います。まず
0:29:18	藤。
0:29:21	一部ちょっと高橋からの質問と若干かぶるところあるんですけども、
0:29:27	まず、2のケーブル室に対する対策の①の前の本文のところの4行のところですけども、
0:29:42	こんなときに2行目の、
0:29:45	障害制御盤等は運転員の操作性及び視認性を確保することを目的に、
0:29:53	近接して設置することを踏まえてっていう、この意味って、あれして新しく付けルー光ファイバ温度センサーののことを指して、こういう言い方をしてるのかそれともその全体の話としてこういう話になってるかちょっとすみませんその事実関係を教えていただいてもいいですか。
0:30:14	減少機構同じです後者dす。
0:30:18	後者のね。はい、わかりました。何かちょっと今その部分がは、全体の紙。
0:30:25	ちょっとわかりづらいなと思ったんでちょっとし、質問させていただきました。次のある一番の新設の経済とケーブルトレイの隔離のところですけども、
0:30:35	1番目のところで、これは非常に重要なお話で既設品を利用するのでは何か新たにケーブルを敷設する計画であるというところについては、
0:30:48	これはこれで話としてわかりましたということを前提に、
0:30:53	新たにケーブルトレイを設けて当該ケーブルトレイごとに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:59	敷設するというふうには書いてあるんですけども、ごめんなさいこの前現地を見せていただいた花シートちょっと比較すると、
0:31:12	これて、
0:31:14	何か、既存のケーブルトレイを撤去した新たに入れるという、いうイメージなのかそれとも今の空いてるスペースのところに新たにケーブルトレイを入れるというようなイメージでお話をされているのか。
0:31:28	すみませんちょっと念のために確認をさせてください。
0:31:33	原子炉機構権田です既存のケーブルトレイは変えずに、別途空いてるスペースにケーブルトレイを通してっていう話です。
0:31:44	ということは、結構、今のケーブルスペースでも結構キツキツになるところにさらに新しいケーブルトレイ入れて、ケーブルトレイで密集するような部屋になるとそういうイメージで考えておけばよろしいですかね。
0:32:00	等ですねケーブルトレイは増える方向ですねはい。
0:32:05	わかりました以降についてはそれを前提にして、
0:32:08	ちょっと議論をさせていただくような形になるかと思えますし、そうで①番のところあともう一つ上記ケーブルトレイから制御盤に接続するケーブルは、
0:32:20	電線管への封入または耐火テープを巻くことを基本とするというふうには書いてあるんですけども、
0:32:26	この電線管の分いうのう話まず電線管の封入の話っていうのは、これわあ、あれですか系統分離、
0:32:36	を目的にしているのか、ケーブルの難燃化を目的にしているのか、どちらの話になるのでしょうか。
0:32:43	それと両方の話も含めて、
0:32:47	こちらに新しく引き直すケーブルは難燃ケーブルを使いますのでここでの電線管というのは系統分離っていう形になります。
0:32:58	この場合、火災対策室の齋藤ですこの場合の電線管の系統分離の効果って、電線管って普通金属室、熱が、
0:33:10	伝わりやすいようなものになると思ってて、本は防げるんだけど、熱の伝播は防げないなというふうに思ってんですけども、電線管に何か工夫を施して耐火性能を持たせるとそういう意味の電線管なのかっていうのをちょっと教えてください。
0:33:28	原子力機構問題です実態としてまだそこまで詳細設計の話は進んでおりませんけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:37	そういったところも踏まえて今後検討していく必要があるんだという認識ではあります。
0:33:42	はい。火災対策室の齋藤ですこの電線管の冬のところについては、何の効果かをねらって、やるのかということについてはきちっと、
0:33:55	目的をですね、目的とかねらいをですね、きちっと書いた上で具体的な話として電線管の封入と、というような話をちょっと入れて欲しいなと思ってますです。併せて、
0:34:08	耐火堤防枠って書いてあるんですけども、この耐火テープってどういうものをイメージしておけばいいかっていうのを教えていただいてもいいですか。
0:34:41	J Aさん聞こえてます。
0:34:43	はい聞こえております耐火テープなんですけども、
0:34:47	どういったイメージと、いやあ耐火テープで何しようとしてるのっていうところが、ちょっとよくわかんなかったんでお伺いしてるんですけども要は電線管の封入またはって書いてあるんで、
0:35:02	おそらく、
0:35:04	何回熱とか、体炎の話も含めて耐火テープっていうのをうまくっていう話なんだと思うんですけども、耐火テープでいやどういう
0:35:15	何て言うんですかね規格を満たしてこういう効果があるものを使って耐火テープって言ってるんですみたいなイメージがわからないとこの耐火テープで何をITしようとしてるのかなってのがちょっとわかんなかったんでちょっとすいません詳細教えてくださいって話なんですけれども。
0:35:35	高松です。基本的に電線管のパイプテープも目的を、
0:35:40	さっきABCでどれどれっていう話ありましたけども、はい。1時間耐火をできるだけ取りたいっていうところを目的に、
0:35:51	導入するものなので、電線からが1時間耐火を担保できる板厚があるものになるでしょうし、
0:36:00	タイプもそれに相当するような、
0:36:03	すいませんちょっと。
0:36:04	ここは詳細ちょっとメーカーに確認しないとあれなんですけども、例えば金属腔テープじゃないですけども、そんなイメージで厚みをきちっととって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:15	1時間は片岡層等にできるだけ近づけるっていうようなイメージかなあという形なんですけども。はい火災対策室の齋藤です。高松さんありがとうございます趣旨としては、
0:36:29	そういう意味だということは理解しました。資料としては、その目的もです。ねはっきりとこの文章の中に書いておいていただきたいなと思ってます。それがまず1点です。2点目は、
0:36:42	ここの部分で、対価と、いうようなお話をされたときに、対価ってどういう意味がありますかっていうことについて、意識してご説明いただきたいと思ってます。1点は、
0:36:55	対価ってというのは、私の理解ではですね、
0:36:58	開放と、それから、耐熱と二つあると思っているんですね。逮捕の話は、基本的には炎がし通らなければそれでいいと。
0:37:09	いう話だと思ってんですけども、あともう一つは、耐熱だと思ってます。熱わあ金属だと、熱伝導率いいんで結構いってしまうんで、
0:37:19	もし、そういった対価ということ全体のことをするんであればひよっとすると、
0:37:26	電線管の封入または耐火テープを巻くというよりもその両方をやった上でやりますとかですね何かそういった話になるかもしれませんので、ちょっとここのご説明はいただく際にはですね今私申し上げたその
0:37:40	対価の概念をですね少し意識していただいた上でですね、表現の修正とか考え方をですね整理いただければと思うんですけどもよろしいでしょうか。
0:37:53	そうですねちょっと今はいわゆる田井炎といいますか、当貸かっていうと、
0:38:01	伝わらないっていう、いたしで考えています。なので、そういう観点でいくと、
0:38:11	ちょっと耐熱っていうイメージはあまりなかったっていうのが正直なところですかねだから、
0:38:17	そこまで入れると、多分、
0:38:20	耐火テープなのか、電線管の封入プラス断熱材なのか。
0:38:25	ちょっとその辺を考えなければいけないんですけど、
0:38:31	ちょっと今そこまで要はスペース的な話もあるので、
0:38:35	及びでくくれるかどうかっていうのは、ちょっと今の時点、それから、
0:38:41	すいません月末に介護っていう話もさせていただいてますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:50	ちょっと悩ましいですねえ、それがいろいろできるのかどうかっていうのをちょっと悩みますはい。
0:38:56	長井対策室の齋藤です多分これをですね審査会合でお話いただく時に行ってからだと多分、結構大変だ、手戻りが大きいかと思ってて、
0:39:07	それで内容の確認としてそういう対立の概念入ってますよねってことをですね、とりあえず確認をさせていただいているんです実際にもうちょっと解説を。
0:39:18	私の認識として解説をすると
0:39:23	大砲の部分は金属使えば多分防げるんだと思うんですよ。実際に耐熱のところを気にしているのは、要は1時間、要は、2.3の火災防護審査基準2.3の火災影響軽減のところ、
0:39:40	3時間の能力例えば(1)番で再時間の耐火能力及び耐火兵器によってとかですね、(2)番のところ、A B C D
0:39:50	隔壁とかですねそういう言い方をされてたりするんですけども、これって基本的には、これ全世界共通だと思ってますけれどもISO-834のですね火災標準曲線で1時間耐えられるかどうかと。
0:40:06	でその熱が大体1時間だったか何時間だったかな、900何度まで上がるはずなんですけれども、
0:40:12	それをきちっと行った時に反対側の面で、確か150ケルビンだと思ったんですけども、何かそういったところで、防げるようなものこれが基本的には、耐火力とかかけ機能へも、のも、
0:40:27	満たす役割だというふうに私は認識してますんでそれでですねすみません、ちょっと耐熱考えていらっしやらなかったってお話を今伺ったんですけども、耐熱というところも、大火のときには意識して、
0:40:40	お話してくださいねということをやちょっと申し上げましたんで、ちょっと及びで来るかどうかの話についてはちょっとまたさておきですね、そうした間観点で、ちょっと
0:40:53	耐火とか隔壁とかですね影響軽減のところとかですねそうしたところをちょっと考えていただきたいんですけども、私の今のお話大体感覚としては理解いただけましたでしょうか。
0:41:06	高松ですすみませんご指摘いただいた糸賀。
0:41:11	ご理解をしたつもりです。一方で、これはケーブルですっていう、最後、
0:41:20	これケーブルトレイから制御盤に接続するケーブルの部分なので、
0:41:25	坂に一斉に集まってくる部分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:28	をさしています。そこに対して、電線管プラスっていう話になると、
0:41:39	ちょっとすいません発電所を含めてちょっと実績確認日はしますので、
0:41:45	これが、
0:41:46	本当にできるのかなっていうのがすいません私の中での今の不安で、
0:41:53	そうですねちょっとどう対応するかどうかすいません私的には理解はしました。一方で、
0:42:01	ちょっとどう対応するかどう対応できるかっていうところは、ちょっと後日の回答とさせていただきます。
0:42:08	はい火災対策室の齋藤です。多分できるだろうという
0:42:13	やり方次第ですけれども、できるのではないのか、できるだろうという認識があって私もお話をさせていただいてますんで、とりあえずその趣旨は理解いただければと思います。
0:42:27	あと、
0:42:29	②番の火災の早期感知のところLowerこれはこれでいいんですけど、③番の総計消火のところなんですけど、
0:42:47	要は、さっき高橋からもちょっとご質問させていただきましたけど、チ、要はセットケーブル、ケーブル室が中央制御室の真下にあるというような
0:43:01	ところから考えれば中央制御室で操作したって別に距離的には問題ないんじゃないのかなと思ったんですけども、現場のところに消火装置の起動装置を、
0:43:13	置かなければいけない理由みたいなものって何か考えあるんですかね確実にケーブル室の中を見て確認しなきゃいけないとかそういったことがあったりするんでしょうか。
0:43:26	原子力機構権田です中央制御通のう置かないっていう話なんですけども、間違ったら申し訳ないんですけども、確か消防で基本的に木戸相模ってその辺の
0:43:41	近傍ってか出入口のところに置かなきゃいけないっていう話があったかなあと考えていて、それを踏まえると、今ちょっと中央制御室の方にはちょっと受けないなっていうようなお話を今してるところです。
0:43:54	火災対策室の西條ですそういう指導してる場所もあると聞いてますし、実際に
0:44:01	何だっけち部屋の近くと、それからあと遠隔操作みたいな形で中央制御室で動作させるっていうような言い方だっただけでも別に違反にはならないと思うんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:11	ちょっとその辺も含めてちょっと考えていただければという趣旨で、発言させていただきました。
0:44:17	そこはピットとしてはご理解いただけましたか。
0:44:21	はい少し確認させていただいて中央制御室の大江の設置の方についても少し検討させていただければと思います。
0:44:32	あとす。
0:44:34	すいませんささいな話かもしれないですけど6ページの一番最初の
0:44:41	また、光ファイバーセンサーにより火災を感知した場合または自動機能しなかった場合に手動の起動を行うことができるものとするっていうのは、
0:44:54	私の理解としては、まず光ファイバー温度センサーで、火災を感知し、多分最初ケーブルが生まれることを想定する、
0:45:05	安全系のケーブルがないことを想定すれば先にこれが、
0:45:09	反応して、
0:45:11	それでまず消しにかかる、ということがまず前提でそれ以外の、今参考ってところを書いてある、既設のケーブルについては、これはケーブル、
0:45:23	トレイのところの光は温度す、光ファイバ温度センサーでは確認できないんで、そっちわあ部屋の中にある感知器で確認してそれは自動消火させるんだけども所、それが指導しなかった場合と、
0:45:38	というようなそういった意味を全部込めて、このまたってところの文書があるという認識でいいんですね。
0:46:01	すいません。ちょっと確認は別途確認をさせていただきたいんですけども、光ファイバ温度センサーは既設からのトレイにも今ちょっと敷設する方向で検討を進めていたと認識しておりますすいませんちょっと確認させていただきます。
0:46:19	すいません私がここの部分は確認をさせていただく意図としては、
0:46:25	要は感知と消火の順番が時系列で、ある程度きちっと想定されてその対策が、消火の準備、感知と消火の順番が時系列できちっと整理できているかということのをですね、
0:46:41	確認するためにはちょっとこの後質問させていただいてますんで、感じのところはともかくとしてこの章が早期償還の、このところについては具体的に
0:46:53	これ順番でやるのがスタンダードで、それがそうでなければ、こういう形でか、感知して自動例えば自動でハロンが噴射するとかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:04	そうした話に繋がるみたいなところをですね説明いただいた方が、おそらく、
0:47:11	何ていうかそういう方に考え方が共有しやすいかなと思っておりますんでちょっとその部分は、
0:47:19	消化の下時間的な時系列の整理については整理いただければと思います。
0:47:33	はい高松ですけども基本的には時系列としては、
0:47:37	光ファイバー権藤先生が感知した場合には、
0:47:44	なんか手動による起動っていうのをできるようにするというところになりますので、
0:47:51	ケーブル数そのものについては、まずは煙と熱っていうのを組み合わせておいています。で、それで自動起動をするというところがまずは基本になりますけれども、
0:48:03	安全系といいますか、守ると言ってるものに対しては、光ファイバーも入れているので、それが感知したら、自動起動を待たなくても要は煙ないしは熱を熱が、
0:48:15	反応しなくても、現場に手動起動をしに行くというような手順を整備しているというところが、この③の部分かなというところですので、
0:48:27	さらに言うと、既設のケーブルというのは、ケーブルトレイといいますか、その棒じゃない方にも、今、北出ブランドセンサーを入れてもいいかなっていうところも、
0:48:40	考えてはいるので、そこが反応すれば、可燃物暇として取り扱うとしてますけども、そこも火災が広がる前に、トータルを消してしまうところも、
0:48:52	今考えてるっていうのが時系列的な流れかなというところですよ。
0:48:56	はい。火災対策室の齋藤ですありがとうございますそういったところがわかるようにしていただきたいのと、あとこの部分今高松さん非常にいいことおっしゃっていて、今、私、さっきお願いしたの参考の部分をきちっと項目としてあげて、
0:49:13	記載して欲しいと話をさせていただきましたけれどもこの可燃物ケーブル室の中にある、
0:49:19	可燃物の時、可燃物の火災の感知消火のあり方についても、その後ろに考え方を、今おっしゃったように補足していただけるとですねより対策がはっきりとわかるかなと思いますんでよろしく願いいたします。
0:49:36	原子力機構こんなです承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:42	はい。火災対策室の齋藤です私からはとりあえず以上です。
0:49:46	はい、ありがとうございました。他は確認等、どうですかね。この関係だと。
0:49:54	田嶋さんにあるかどうかだけ。はい。北嶋さんからいただいております。本件について何か、警察官の関係でもご意見等あればお願いしてよろしいですか。
0:50:05	北嶋ですありがとうございます。少しだけ参考にお話をさせてください。はい。まず内野葛西津野高橋係長とかですね齋藤市長お話ししましたですね。
0:50:16	いわゆるルー0.9と1.5距離の確保の話なんですけど、
0:50:21	こちらですね実は草防護の審査基準にも書いてあるんですけど、3ポツの方でですね、NRCのガイドの1.189っていうものが引用されております。
0:50:34	で、この1.189をちょっと読んでいくとですね、これポツbポツcポツdポツというふうになっております。で、ポツが消防隊員のというふうに書いてましてこれは同じようなこと書いてますし、プリプスに関しましてもこれ幅0.9の話が書いてます。
0:50:49	あとCポツに関してはですね実はケーブル脳内すぐ外側に設置した方ステーションとかですね、可搬式消火器っていうふうに書いてまして、テープに関しましては栗城の河西あいざわというふうに書いてます。これポツと読んでいくとですねどちらかっていうと、
0:51:04	消防活動のことが書いてあるのかなというふうに思います。ですので、サイボーグ審査基準の3ポツに関してですね、どちらかというとも系統分離ではなくてですね、消火活動的なものをですね、まとめているのかと。
0:51:18	いうふうに感じております。特にさっきの0.91、5に関してはですね、鳥居スタッフ通路の分離というふうに書いてありましたので、やはりこちら辺は消火活動に関係するものかなというふうに感じております。
0:51:31	で、審査基準の方でですね後日は3ポツの中にですね、2ポツに定める基本事項のほかっていうふうになってますんで、これは系統分離が違ってねってこういう観点もあるんだよっていうふうに書いてあるのかなと思いました。
0:51:44	で、もう1個ですねJ Aさんがですね、いや実は内部火災影響評価ガイドに書いてあるんだよなんていう話をされてましたので、こちらの方確かにおっしゃる通り少し記載はあります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:58	こちらの記載はですね、どちらかというといアイトリプリ 384 の記載の方からまとめました。で、I P 384 のこの記載に関してはですね、どちらか質問を読み上げますとですね、
0:52:11	ケーブルと下の部位距離の間に含まれるケーブルは損傷して評価するというふうに書いてあります。ですんで、よく検査とかですね行くとはですね、A系B系っていうふうになりまして、
0:52:23	A系のケーブルでもですね、3段重ねで高圧低圧阿藤計測制御というふうに3段が常であるとすると、この高圧と低圧の間ですね、距離をですね垂直方向であれば1.5を設けましょうよとかですね。
0:52:38	藤清家であれば0.9と、その間にですねあとおアイドル384であればこん中にですね鉄板とかがあれば、もうちょっと経費短くしてもいいよというような考え方が書いてあったと思います。
0:52:49	で、IT部リサーチャーの考え方もあるんですが、検査で現場行くとはですね、これはA系の話であって、例えばこれA系がですねもしもこれ勝ちになったとしてもちゃんとB系は残っていますと。
0:53:02	B系は別の区画にありますとかですねそういった話をしますし、例えばA系B系が近くて新盛田丘陵組合でありますとか1時間耐火感知消火PRA、感知消火がありますとか、そこら辺系統分の話も、
0:53:14	一緒にですね出てきます。ですんで、今回JAさんがですね内部影響評価ガイドに書いてあるんだからいいんだよっていう考え方ではなくてですね、やはりニイポスさんのですね、系統分離の考え方をですね、
0:53:28	しっかりと説明する必要があるというふうに感じておりますし、あと逆にですね、今回よく齊藤市長が1時間耐火の話をしていただきました。で、その1時間耐火はどんなものだっていう説明がですね、必ずここには必要なのかなというふうに感じております。以上です。
0:53:45	はい、ありがとうございます。なかなかちょっと検査の話は聞けなかったんですけどごい勉強になったんでちょっと私、規制側にちょっと聞いちゃってよろしいですか。
0:53:54	えっとですね、今の話なんすけど、ケーブルの分離ってよく言ってるその0.9メートルとか1.5メートルの話なんすけど、あえてそうですか紹介の観点で話せっていうそういうことなんですねあれって。
0:54:08	すいません、北島です。はい、えっとですね今の話でいくと、JAさんの主張はですね多分アイトリ384の話だと思います。
0:54:18	でもあれは、その分離の範囲内にあるやつは問答無用で損傷するものとして考えろというそういうことですよガイドで言ってるのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:26	内部影響評価ではそういうふうに書いてあります。そうですねはいそうです。ただそこはですね実は分離や系統分離の観点も踏まえて分離されてないよと、あるんだよっていうのはそのデータを示しなさいというのが書いてあります。例えば
0:54:41	ガイドで言ってる離隔がとれなかったも、実は何かそのラッピングが何かをしていて、1時間障壁をちゃんとキープできてれば、それはそれで継続にできてるからいいですよといえるわけですかね。
0:54:57	これ多分ですねよく検査でもそういう話してまして、二つの観点を持ってくださいねっていう話はよくしてましたね。ですんで、今今回もう問題としてのやはり審査基準の2ポツ3の系統分離いうお話してますんで、
0:55:12	まずそこを確実に守りましょうと。昔からある、このITV38に関しましても無理ましようっていうのが二つあると思います。河西大学以上です。今の北嶋の話にちょっと補足すると、はい。ケーブルトレイとかにラッピングすることで、
0:55:28	片系統守りますと、もう片系統についてどうなんですかという話でもう片系とかはなかった場合、それは本当に大丈夫なのかねっていう話ですね、必ず議論になるところなので、普通やるときは、両系統、
0:55:45	きちっとラッピングするような形で、隔壁として、対応していただくっていうのが普通なのかなとは思っております。はい。
0:55:56	ありがとうございます。何となく私の理解でもう1回聞いちゃうと、まず系統分離は、隔壁1時間相当問い合わせ指導商売それ頑張ってる。で、
0:56:09	ケーブルトレイの離隔は、やっぱそれはそれとしてやるんですね。離隔は、すみません、障壁があっても、それは一応やるっていうことで、基本は頑張ると。
0:56:20	ということですかねまず。
0:56:22	国際はすいません火災対策室の齋藤です。北嶋からは今の実用炉の話としてお話をさせていただいてるので、今回常用の話なんで、はい。そこ。
0:56:34	どのように工夫して、それ等同じような、はい。ほぼ同等の効果がえられてますっていう話をどのようにお話しただけののかなというところが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:46	実用炉みたいに文言運用でやってくださいという話ではやっぱりないと思ってますんで、このケーブル室という場所を例示した中で、その効果をどのように、
0:56:56	J A 側で今説明されようとしてることプラス、何か検討を加えていただいてこういう形で対応してますっていう、合理的な説明があれば実用の花 C、
0:57:09	厳しくやる必要は私はないと思ってます。わかりましたありがとうございます。J A の方も、何か今の話で、すいませんもし理解が深まってくれたらすごくいいなと思ったんです。すいません。高松佃。
0:57:24	逆に、我々としては、その評価ガイドの中で、この範囲のものを回すものとすると言っていると、
0:57:35	何か火災の要因になったときに、外側は燃えない形になっているので、その外側になっていれば、実質的には例えば要は、
0:57:46	脳症自動消火の条件になっていないので、3 時間消火に、3 時間障壁に近い取り扱いになってるのかなっていうところで、この距離を開けてケーブルトレイを、
0:57:57	分離してれば、要は、
0:58:00	そこに入れてると考えなくていいというようなところをもって、
0:58:04	ある意味分離ができてるのかなっていうところを前提に、系統分離の方策として、この距離を保とうとしてるんですよ。
0:58:14	今のお話ですと、
0:58:16	頭ん、これは障壁の取り方とは違っていて、
0:58:23	これをやった上で障壁をするんだっていう、
0:58:26	いう話は全然独立した話だとすると、
0:58:31	あんまりそもそもこれをやろうと思った趣旨とちょっとずれてくるので、
0:58:37	何だろう、要は、ここの隙間をとるよりはその間に頑張って 1 時間の障壁を入れた方が、
0:58:44	系統分離っていう観点では、
0:58:46	有効だっていう。
0:58:48	ことなのかなと逆に、ちょっと今感じたところなんですよね。なので、
0:58:54	本当。
0:58:55	我々としてはこの距離を取ったことそのものは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:58	A B Cでいくと、極端な話するとBに近いといいますか、今回、自動償還も入れてるんでどっちかつつとCですかねごめんなさい、Cに近いような、
0:59:08	イメージを持ってたんですけども、それがやっぱ違うということなんですネ。
0:59:17	火災対策室の齊藤です。今もう、高松さんのお話しいでいうと、
0:59:24	会話班と内部火災評価案は、
0:59:29	内部火災の火災影響評価ガイドのところで多分 8.8. 2 の (5) のところのことを指して多分おっしゃってるんだと思うんですけど、それ裏読みしては駄目ですよっていう話がまず
0:59:47	私からまず申し上げておかなきゃいけない話で、これはあくまでもあんばい取り取り 384 の、
0:59:57	考え方としてこれを満たすものを使っていいものを使っているときの、そのケーブルは、要は難燃化したケーブルのは、なんですけどもこれ時にケーブルが損傷するものとして評価すると。
1:00:12	というような話だけなんで、ここは裏読みされるとちょっと辛いなと思ってはいるんですよ。それから、
1:00:19	実際今、先ほど私と議論させていただいたイメージとしては、火災防護審査基準その上位の規定にあるところの、
1:00:32	私はこの話を当てはめるんだとすれば 2.3. 1 の (2) の A B C のうちどれかっていうと、やっぱり B ではなくってやっぱり C の、
1:00:42	のところできちっと話をするべき話なのかなと思っててこの 1 時間の耐火能力を有する隔壁っていうのが、どういう形で、
1:00:53	説明するのかというところについては、今のところ、我々としては考え、一つの実用炉とかを参考にした考え方の紹介をしましたがけれども、
1:01:06	それにかかわらずこういう形でも、隔壁っていう考え方できませんかというようなお話があればですね、その話はその話で、
1:01:15	お話としては伺うことは可能ですので、そこだけはすいません誤解のないようにいただければと思ってます。
1:01:25	これで回答になってますか。
1:01:27	そうですね配分もありますんで、
1:01:30	我々としてはこの
1:01:32	1.5、0.20、9 っていうものに対してものが、その隔壁 1 時間隔壁に相当するものと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:41	いう取り扱いでちょっと考えてたところもあったのでちょっとそこは考えを改めなきゃいけないんだなというところは、はい。気づきましたというところですか。ここは損傷するものとして評価すると言ってるだけで、じゃなかったら遡上しないとは言っていないということですねそうです。
1:02:01	はい、わかりました。もうこの話では元田金丸みたいな話って、
1:02:09	設計としてですよ、汀線カーンなりでこれからやるからいかようにも工夫できると思うんですけど、電線管で1時間耐火をキープできるとりあえず何かラッピングして1時間耐火をキープできるとして、あとは炉外れるって言ってるわけですから、
1:02:25	女性は強いって、基本的にキープできるから、系統分離できますっていう説明はなんか成り立ちそうですよね。いえそれ何か心配ありますその点について、
1:02:40	そうですねそれができれば、
1:02:46	いいと思う。Cに対応するのかなと思っています。ただ、やっぱり心配なのは制御盤とどんどん近接して、
1:02:57	集まってくるところが本当にきっちりできるかなっていうのをちょっと心配してるところでありますね。そこがある意味分離できて、1時間耐火っていう形で何らかの分離が取ればCポツの方に、
1:03:10	該当するっていうところにはなるのかなと思います。
1:30:30	そこまで話したところで
1:30:34	トータルの今は、もう1個すいません北嶋さんにもちょっとお聞きするんですけど、必要だとさっきのケーブルトレイを1.5メートル0.2メートルで決めた長谷っていうのはあるんでしょうけど、
1:30:48	例えばこれ、今試験のdashってことで、ちょっとなかなかその理学無理なんで、対価はしっかりやるから、もう十分な保安水準って何とかありませんかっていうそういう説明って通りそうですかね。
1:31:02	そこの話はもうちょっと齋藤市長の分野、
1:31:09	北嶋さんカラー振られたんであなた判断してもいいんだよって話もあるんですけども、もう、
1:31:17	要は批判水準の話っていうのは、あくまでもきちっと、さっき私からお話させていただいた通り、きちっとり欄として、
1:31:27	こういう形で可燃物の配置とかもこういうことを考えて、
1:31:33	話なんですけどね。ただ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:35	ちょっとさっき話を聞いててちょっと辛いなと思ってんのは、今空いてる空間に新しいトレイを敷設して、
1:31:45	対応しますというお話を言われちゃうと、何ですかね、他のところで可燃物が密集してる状態の中に、トレイを入れますっていうイメージになってしまってるんで、
1:31:58	ここの話をどういうふうに評価して対応するのかなという話と、あとは光ファイバーの話も含め、光ファイバーで感知消火したことをきちんと確認しますと。
1:32:10	いう話も含めて、そこら辺の話をどういうふうにするかで入れない、消防単位が入れないことに対しての、入りづらい空間はなかなか厳しいということに対しての話をどのように補足するかっていうところで、
1:32:28	議論し、審査会合で最終的に議論するのかなというようなイメージは持ってます。
1:32:34	はい。ありがとうございます。ということは今みたいなのところもううまく理屈を整理できれば、
1:32:42	離隔がうまくとれなくても、工夫でうまく説明できるか。
1:32:47	本当になりそうですので、何かそこもトライしてみてもどうでしょうか、JAEAの方でも。はい。
1:32:54	ありがとうございますその辺りも含めて、ちょっと検討させていただきます。最後に1個だけ。これ、ケーブルを残置するのは何ですかこれ、撤去しちゃ駄目ですか。大変。
1:33:07	うん。変えない。
1:33:14	結局必要な必要なケーブルを抜き取れば、
1:33:19	その部分に行きたいんですけども、はい。やっぱりそこが難しいというか、何つうんだろう。右引っ張って、左引っ張ったら何か別のところちぎれちゃったとかっていうような、
1:33:31	話があっても困るので、やっぱりちょっとさわりたくないっていう。
1:33:35	触りきれないっていうんですかね、部分が、おそらくあるかなと思ってますので、
1:33:46	全部が全部っていうのはちょっとやっぱり難しいかなというところですよ。
1:33:51	イとして、イメージとして引っ張ったら他のケーブルを傷つけるかもしれないということを恐れてるってことですかね。そうですね。
1:34:01	経営者チンパンジー。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:04	井口出口、樋口出口を井口出口を外して、だからその引っ張ってるときに、既存のケーブルを傷つけて回収してないのってことね。そうで、
1:34:17	あそこにみんな見に行かせていただいた時のケーブル室の三條三田さん所って言っちゃいけない。経営効率の状況見ると、そういう話は理解できなかったんですよ。はあ。すごいんですよ。
1:34:36	原因はわかりました。ただ残すことによって悪さ。可燃物以外の悪さじゃないのかな。なんかおんなじものが2個あるっていうことね。悪さとかそういうのはないんだったらいいんですけど、
1:34:48	まあそうなんですね。はい、わかりました。我々としても抜けるものは抜きたいと思ってるんですけど、昔は昔の発生防止で吹き付けっていうのも、
1:34:59	あたり、
1:35:01	色をやっているところもあたりするのでやっぱりちょっと、
1:35:05	抜くのっていう決めたものだけぬくもって結構難しいな。
1:35:16	すいません北島さんにしてもよろしいですか。どうぞ北嶋さんお願いします。
1:35:23	今実はですね昨年と今年度ちょっと現場の方向けてですね先ほどのいわゆる昔のケーブルっていうのは確かにあってですね、
1:35:33	ただ一番この部分はですね見てて思ったのがA系とB機を跨いでるケーブルっていうk e Vがありました。現実的に、そういうものもケーブルだったんですけど、
1:35:45	ただそこはですね昔柏崎のちょっと問題もあったという形時ピーク値で、ちょっと影響及ぼすのではないかっていうことが出てくるのであればやっぱりそこはちゃんと外していただきたいというのは感じております。
1:36:03	はい南出今回審査基準の防護措置を適用しましょうというものについては、
1:36:10	そこが意識した上で再敷設をするというところで考えております。ついては、よろしく願いいたします。この後ですね審査の方は、また、再稼働する時にですね、多分同様ですね3年のチーム検査の対象になると思いますんで、
1:36:28	必要と同じようなことがないようにお願いいたしたいとお願いしたいと思っております。以上です。
1:36:36	はい、承知しました。
1:36:39	ありがとうございます。何かいろいろ話ができたら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:44	よかったんじゃないかなあとは思いますねえ。
1:36:52	確かにケーブル抜くのが難しさっていうのはちょっとなかなか施設持っていない我々には理解しにくいところもあるんですけど、現場管理する側からすればそういうリスクがあるっていうことなんですね。
1:37:06	はい、わかりました。全体を通じて火災関係いかがでしょう。何かついでにあれば、
1:37:12	はい、じゃあよければ火災の部分はこれで終了いたしますありがとうございます。ありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございました。
1:37:22	いいですか聞き漏らしとかもう今ちょっとこの際だから問わなければ本当にお会いしますけどこれ、あと次いっちゃいますけどいいですか。
1:37:30	北嶋大丈夫です。はい、ありがとうございます。いいですかね。はい。
1:37:36	はい。大丈夫ですよろしく願います。ありがとうございます。被水の方ですね。
1:37:40	すいません。ありがとうございました。ありがとうございました。
1:37:47	ちなみに小林さんってもう今日来ない形ですか。
1:37:51	もらっちゃってるので、ないから、小疇殺さん。
1:37:57	いや、車掌がないじゃいす行きますかね。はい。
1:38:06	定性機構の相澤です。本日は9条、水防に係る機器の選定及び水防対策の考え方についてと、溢水の影響評価において想定する水源について、前回いただいたコメントを反映しましたので、ご説明いたします。
1:38:22	またこれ、それらの内容をまとめ資料の体裁で整えました。
1:38:28	競売の175-3の、
1:38:31	第9条溢水による損傷防止の資料をご覧ください。
1:38:35	まず1ページをお願いします。
1:38:38	第9条溢水による損傷防止のまとめ資料の中で、こちらの破線で囲んだ場所が、今回の修正点となります。4ページをお願いします。
1:38:51	3.1の原子炉の安全停止に係る機器等の抽出等において、起因事象として、今回は、
1:38:58	一次冷却材ナトリウム漏えい事故、二次冷却材ナトリウム漏えい事故な内容が記載されていましたが、
1:39:05	溢水との関係、関連がない事象であるため、記載を削除しました。
1:39:11	15ページをお願いします。
1:39:18	一次循環ポンプ、主電動機のフローコストダウン及び送風機電動ブレーキの影響について、内部火災と同様に注記しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:29	18 ページをお願いします。
1:39:33	P S 湾に係る検討結果では、定義の記載を割愛していましたが、浅井と同様に記載しました。
1:39:40	このほか、表の一番右側の一斉による機能影響の概要の項目では、協議案を適正化しました。
1:39:48	前回の資料では、原子炉容器の本体は、冷却材であるナトリウムを保有すると記載していましたが、
1:39:55	今回、滝は冷却材であるナトリウムを内蔵し、近世区域である格納容器に設置されているため溢水権はないとしました。
1:40:06	原子炉冷却材バウンダリーと炉心形状の維持機能についても同様に表現を見直しました。26 ページをお願いします。
1:40:19	次に、別紙 2 の、
1:40:21	被水の影響評価において想定する溢水元資料の第 2 表では、表現を適正化しました。
1:40:29	水蒸気配管の撤去を予定している箇所に関して、
1:40:33	影響評価の対象外とするため、
1:40:36	丸野米印から%の米印とし、
1:40:39	米印では、水蒸気配管撤去に伴い、水源から除外すると。
1:40:45	次、
1:40:47	注記します、27 ページをお願いします。
1:40:54	冷却、建物 2 階 3 階のダクトスペース東側における離水元の記載について、当該空間は引き抜き箇所であり、同じ階の多区画に、
1:41:06	影響が及ばないため、
1:41:08	水源としないことにしました。
1:41:10	このため、記載を削除し、注記しています。
1:41:15	28 ページから 29 ページでは、先ほどの修正結果を図に反映しています。
1:41:23	以上で 9 条に関わる説明を終わりにします。
1:41:28	はい、ありがとうございます。前回これはお話を聞いていてコメントを受けたものを修正したものをですね、
1:41:39	どうでしょうかね。
1:41:41	これも、
1:41:43	ないですよ多分聞こえない。規制庁の荒井です。ご説明ありがとうございます。まず 1 点質問なん。3 点の質問あるんですけども。
1:41:53	まず、2 ページのところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:58	前回の記載を削除していただいたところがあると思うんですけども、
1:42:02	一部の拠点の事例に冷却材の漏えいに関して、ここで、
1:42:08	溢水の金利じゃないでしょうかということでこれ削除したことによって抽出結果やねんから影響があったんでしょうか。
1:42:21	げ出向の会田です。特にありません。はい、わかりました。
1:42:30	次はですね、今回変わった部分ではないんですけども、20 ページのところですね。
1:42:40	20 ページ、第 1、第 1 に発生が想定される運転時の異常な過渡変化または、この表なんですけれども、
1:42:50	これ、火災でさっき重ねてじゃなかった。
1:42:53	一次冷却、流量増大とか二次冷却状態の降雨、これは、
1:43:02	バーじゃなくても検討してくださいみたいな話はあったような気がするんですけども。
1:43:08	こちらについてについても検討されるんでしょうか。それとも、そこはそのまま。
1:43:28	違うすみません主税局増え空気の増大の話ですよ。そうですね。それは東大も考えるのかどうかって話があったと思うんですけど。そうですね。これちょっとすみませんちょっと忘れた。
1:43:42	ごめんなさい。バーにするかどうかちょっと、もう一度、笠井と整合とりますすみません。あります。どうぞ。お願いします。はい。
1:43:52	あと最後なんですけれども、一つね。
1:44:00	これは 27 ページ、今回、※2 として追加いただいたところで、細節データ吹き抜けであり、これ 1 制限でしないってことなんですけれども、
1:44:12	機構の部分というのは、
1:44:14	吹き抜けなんですけど、どっから
1:44:18	1000 件として本、
1:44:21	明日のところですかね、そのところで 1 水源想定されるってこと。
1:44:29	フジッコの相澤です。
1:44:31	絹系箇所に関しては、1 階と地下、
1:44:35	がいい。
1:44:37	と、一番下にもう
1:44:39	扉等あるのでそちらで、
1:44:44	対応したいと思います。
1:44:55	うん。
1:45:11	あそこでも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:16	その1階と近くを通過して、このこの表で言うと、どこになるんですか。 うん。
1:45:23	という、
1:45:25	一応ご確認の質問です。
1:45:29	そうすると丸のついてる何かではないかと思うんですけど、だって上から打ち上げたもんね、水が上から落ちてくんだから、このどっかの区画に入るんじゃないんですかと想像はしますが、そうじゃないのかなってことですね。
1:45:45	聞いてないです。出航内臓です。
1:45:49	表の方が図の方では、1回のは、
1:46:05	麻生外です。
1:46:10	はい。
1:46:20	あ、ちょっと価格が見えないね。
1:46:24	ここ。
1:46:26	どうアトピーかい。
1:46:28	P1階の
1:46:30	今示しているところとB2階の示してる場所が抜け箇所の会社で該当しているところですよ。
1:46:44	地下1階、
1:46:46	1階と地下1階ですか。
1:46:51	オリンピックB11だね。
1:46:57	これ1階と地下1階と地下2階に関しては、これ、縦にあるけれども、だからそこに佐々湯川っていうか、
1:47:06	そうですね、一部床がある部分があるので、
1:47:10	そこは検討。
1:47:12	しようと思います。
1:47:16	これ27ページのこの表上、平和番号どれなんですか。
1:47:37	1回位に関しては、
1:47:41	S-404。
1:47:43	つまり、
1:47:49	地下1階に関しては、
1:47:55	S-204。
1:48:00	で、時間2回に関しては、
1:48:05	S-103。
1:48:08	そうです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:11	ありがとうございます。
1:48:19	でも1政権としないっていただけだと、じゃあどうするのって話にもなってしまうので、
1:48:25	そっちの方で評価しますか、わかるように指摘させていただいた方がいいかなと思うんですけど。
1:48:39	あれですよ例えば9名のところでS-404の水源として取り扱うっていうような記載。
1:48:53	わかりました。
1:48:58	私からは以上です。はい、ありがとうございます。
1:49:03	2829とかねこれ多分エレベーションっていうカウエイトの関係がわかるようにこう書いてくれたんだと思うんですけど、何分小さいですのうでこういうあれですね、1枚1個ぐらいで、
1:49:16	バーンと書いてもらった方が、各ばこう見えるし、うん。
1:49:21	思いますんでちょっとご検討いただけませんかね。PLUGとしてわかったんですけど1関係が例えばこうなってるんですよってないんですけど、この後スケールでもいいんで、それぞれの平面図ちゃんと1枚に大きく区画番号も見えるようにですね。
1:49:36	してもらえませんか。これはリクエスト。
1:49:41	6ヶ月ですね一応全体として見た時にこの後薄い方対象施設も、今度受振もあるので、そのときに、それでもいいかなと思ってたんで、それだけだとそんな感じに今していますというじゃ次、次何かそういうのを僕がわかるようにしてもらえればいいですかね。
1:50:00	はい。すいません。
1:50:02	ところで、他どうですかねこれ、前回のヒアリングの中で、警部室の話しませんでしたっけ。グーン。
1:50:14	水と長期の配管が走ってるよね。あそこだけソースケーブル室の奥に。
1:50:25	そうです。うん。これNDFっていう28ページね。
1:50:32	M南ですよ。2回の12回右スタンスは、赤尾。
1:50:43	はい。多分そういうことになるんだよね。そう。そうです。はい。
1:50:51	そうですか。ふうん。
1:50:54	噴火しますと、なんだねしますっていうか、
1:50:59	基本的には上から、医者から抜けてる部分、しかないんで、それから蒸気配管は空調の部分なので、
1:51:12	被水の処理だけであればいいかなというふうには思っていますわないですか非常に配管等っていうかね一応防水影響みただけで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:23	一番没水被水、蒸気影響等があってもあり得ることになっちゃうんですね。
1:51:31	武藤はあの下にうまく抜けなければ防止も考える形にはなるんだからそこはじゃあ、伊勢の評価がやるという、そう、そうなんです。
1:51:47	さてどうでこれ火災と同じやり方してるっていう、火災防護対象の話なんですけど下岡差し替えたけどこれもどっちかっていうと原子力の安全に関わるかどうかちゅう考え方で物を見てくるでしょうから、
1:52:00	はいなかってもちょっと議論はできちゃうんですけど。
1:52:04	ページで言うところですよ。
1:52:09	10、
1:52:10	2 ページからですかね。
1:52:12	11 ページから、これは笠井と一緒にちゅて 10 ページから始まってこれはずっと 10 ページから始まって 16 ページまで来てるのは河西と一緒にだっけこう言ってるわけですよ。
1:52:26	そうですね選定結果は一緒ですね、背弧は一緒に、
1:52:29	だけど、そのあとの中、
1:52:32	8 ページからはきっと変わってくるわけですよ。河西と水では、ハードが違うから同じもあるかもわかんないですけど、
1:52:41	どうなるかっていうのはちょっと違って来るのもあるかもしれない。そうですね、ご指摘の通りです。わかりました。
1:52:53	例えば被水しても大丈夫な構造になってますとか、没水高さには到底来ません。明らかにとかいうのがあれば、或いはそもそも蒸気配管が通ってませんとかね、非常にそういう理由があれば明らかなので笠井より落とせるかもしれませんね。
1:53:13	そうですね。なので、今、一層に関しては、何かいわゆるフェイルセーフとか代替っていうのを、
1:53:22	条件として入れていなくて、
1:53:26	瀬間高見の通りですけど、水が水源がない、もしくは密封構造もしくは水環境で使うっていうことを前提にしているっていうところを、
1:53:37	選択肢にしているので、そこで理由づけして、被水の影響の可能性が有るかっていうのを仕分けていくというようなイメージです。
1:53:47	はい、わかりましたありがとうございます。
1:53:55	今ちょうどその話出たからあれなんですけど、水はフェイルセーフとか、代替っていうのは考慮しないわけですよ。その%にする考え方はですね。今この 13 ページ、99 ページですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:10	が 18 ページの表で言うところの、
1:54:14	原子炉の安全停止に係る機器っていうのに選ばれますと、選ばれるんだけれども、これを E C あの井関を見ようとする。
1:54:24	という観点で場合するときには、
1:54:26	フェイルセーフとか代替っていうのは考慮しませんよと言ってるんですよ。
1:54:35	そうですね答えと違って、
1:54:38	フェールセーフ等大体入れなくても、合理的な安全設計ができるので、
1:54:45	以前は入れさしていただいていたんですけども、
1:54:49	結果的に使わなくてもいいかという条件だったので、使わない条件であれば、各書かないほうがいいよねっていうお話もあったので、今書いていないということです。なるほど。結構だなあと思ってたんすけど使わなくてもいいかって言われちゃうとちょっとまたあれですけど、
1:55:07	そうするとそれは論点がないから、溢水を葛西ほど燃えないってことなんすけど。
1:55:13	やっぱ河西はねそういう意味では
1:55:16	フェイルセイフ代替措置って何なのよっていうのはやっぱり待遇ね、選ばれてるものは一緒なんだけど、ハザードによって防護の水準が違ってくるわけですよ火災と溢水では、
1:55:29	どうしてもね違うのかなっていうところ L o w e r どうしてもやはりこう疑問があってですね。
1:55:35	だろうが折れないやむを得ないっていうのを説明するっちゃうのは前回お話ありましたけど、そうなのかなと思いますけどね。
1:55:46	大本に変えると、発電の例を見ても、フェイルセーフ代替を入れることっていうのは、
1:55:53	我々としては合理的だと思ってるんですけども、
1:55:58	それを入れた上で一睡も作ったんですけども、結局、その条件を使わなかったんで、
1:56:08	使わないのであれば書く必要もないっていう形で、
1:56:12	こうなってるだけであって安全水準が、こう変えてるものではないのかなと、我々としては、
1:56:19	思っています。なるほど。そこはわかりました。
1:56:30	じゃあね火災の話終わっちゃったから聞くのもあれなんですけど、1 個だけどうしてもね、わかんないことあるんです。葛西の関係で聞くんですけどね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:40	経営制度でもやってるからっていうのもうこっちもね一生懸命まとめ資料見てるつもりなんですけどなんかそれでね、
1:56:48	大体そっちで守ってる例ってというのがねよくわかんないんですよ、正直見つからないんで、これ何を参考にしてもらってよかったら教えてもらえませんか。どこのプラントでもいいですから、女川でも島根でもどこでもいいんで、これ、
1:57:06	京成ではこういう代替の考え方で、0にしてて、障防法建築基準法でいいよってやってルールだと、それは常陽から見たって当然同じでしょっていえるかどうかっていうのは正直、そういう例を見つけられなかったんで、ちょっと探し方が悪いのかもしれないから、皆さんどれを参考にしてそう言ってるのかってちょっと教えてもらえませんか今度で結構ですから。
1:57:30	はい、わかりました。ちょっと問題に伝えておきます。はい。多分、言ってくるってことは多分同じことやってるのがきっとあるってということなんでしょうねちょっとそれが何であるかってのはちょっと僕らが探せないだけなのかもしれないので、
1:57:44	ちょっと今まで無限に駄目駄目って言ってましてあまりよくないから、こういう例があって当然当たり前やられてますよっっちゃうのはね、ちょっと東京、
1:57:55	じゃないですけど、聞いておきたいなと思ってですね、制御棒とかわかったわけですよ。あれはまあ、制御棒とかねもともとクローズしてる弁で動作時もクローズしてるっちゃうのはまあそうかなと思っててあんまりその辺はねもう色唱える気はないんだけど、
1:58:09	やっぱり大体ねそう皆さんの言ってる代替に相当するものはね一応見つけられなかったんですよ本当の話だから。
1:58:16	どうしてかなっていうのをちょっと知りたいっていうことなんです。よろしくお願いします。
1:58:21	拝承しました。はい。
1:58:24	そういうことだとして、
1:58:29	あとどうでしょうね溢水の話について火災と同じところでは発生した火災もあるかもわかんないんですけど、この関係では、よろしいですか。うん。
1:58:44	はい。今ちょっと我々問題意識っちゃうか金融にしてるところはやっぱりそのかさですもんね障防法建築 15 で守るっていうのは別に否定はしな

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	くって、それはある程度仕切りでやるのはいいだろうと思ってるんですけど。
1:58:59	どこまでそれが適用できるのかなってというのがちょっとね。うん。
1:59:02	整備が悩ましいと正直思っておって、今のような話をしてるわけですね。当然、何年とか飯野みたいなフェイルセーフで、認められるってところはあると、当然我々も思ってるからそうじゃないぐらいのやつですね。
1:59:18	口ワレってというのは少し知っておきたいということ。
1:59:27	拝承しました。一応我々としても、この間のコメントを踏まえてちょっといろいろ検討を進めているので、今一応火曜日にお話できるよう準備を進めているところです。ありがとうございます。ありがとうございますそれでちょっとこれも念のためっていう事を
1:59:45	なんですけど、なるべくなら僕らもね火災防護基準をうまく適用してやって欲しいなと思ってるところでして、ただ公開だけようですけど、
1:59:57	その係数だと確かにねその割引っていう考え方がないので、適用するとしたら3方策全部適用っていうふうになっちゃってなかなか何だと思っ
2:00:07	ただ試験もそう言ってるわけではないので、例えば火災防護基準を組み合わせ適用するってというのは、そんなに悪い話ではないと思ってるんですよね。ただそれは全部はできないんですけど、ここは消火を頑張りますと。
2:00:22	感知を頑張りますってというのはやっぱりセールスポイントになるんじゃないかと思うんですね単に消防建築基準法でやるっていうよりは、
2:00:30	プラントウの特性もあるから、大体そちらって、そういう一つのセールスポイントなんだろうから、その上でやっぱり何らかそういう措置をとるってというのは、考え方としては良いのではないのかなあと思っ
2:00:45	て言ってますからそれは、だからといって全部ね、3方策やってくれて言ってるわけじゃないんだから、やれる範囲でどうにかありませんかねっていうことでちょっとこれだから、先日話してるので、
2:00:56	そのサービスが取ってくれ、組み合わせとれっていった形でガチガチにやるっていうことではないことだけはちょっとお伝えしております。
2:01:05	はいありがとうございます我々としても、論点だった三つについては、
2:01:12	もう、要は産地は頑張れるように我々としては、そうですね、認識があるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:18	ちょっと今そういう感じでちょっと検討を進めている部分ではあるというところでちょっとすいませんお時間くださいありがとうございます。それであまりこうなんか過剰に、
2:01:30	やんなきゃいけないってか工がやられると困るなと思ってこっちの考えを中段の考えっていうことでお伝えしたつもりで今しゃべりました。はい。
2:01:41	だけど、これはそれは到底無理ですっていうんだったらそれでまた議論なんで、またそこはあんまり気にしないで、ヒアリングの場でお話いただければと思います。
2:01:53	ありがとうございます。はい。
2:01:55	情報管理室の話は終わりですが、どうでしょう。何か付け加えることとかなければ、
2:02:04	はい、じゃあ次最後ですかね、旧基準との関係のお話を説明いただける資料をもらったということですね。はい。
2:02:14	はい。現象機構の前田です。J Y 175-1 でございます。
2:02:20	衛藤こっち、
2:02:23	こちらの方1枚めくっていただきますと、表形式になっておりまして、一番左の2に2列か。
2:02:34	2列の方が現在の基準規則の方で規則と解釈を変えております。で、その次に3列目4列目のところに、旧指針ということで水冷却型の試験研究炉を主に参考にしていますのでその指針と会社こう書いていて、
2:02:54	最後の右に図が要求事項に、要は追加要求事項があったかないか旧指針に比べてという意味ですけれども、
2:03:03	変わってるかどうかという観点と我々として設計方針とか評価としてJ A 側として変更かけているかどうかという、そういう欄を作っています。
2:03:17	これ、1億お送りした時の電子データについては色は形で各条項ですね。
2:03:24	条項までで一応区切ってまして、一番最後に14ページに凡例の色を示しておりますけれども、オレンジっぽいところが追加要求事項があり、
2:03:38	黄色のところは追加要求事項はないけれども施設側が変更をかけるというところでグレーのところは追加要求事項も施設側の変更もないという一応色分けをちょっと勝手にさせていただきました。
2:03:56	で、さらに追加要求事項の有無につきましてはですね、ちょっと一緒に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:04	送って参考資料として送らせていただいていると思うんですけども、H T T Rの審査の視点と確認事項ということで令和4年6月1日付けで、
2:04:17	原子力規制部新規制新基準適合性審査チームの方のクレジットですね、出されているH T T Rの資料がございますので、そちらの方を
2:04:30	参考にですね、この中で追加要求事項はないというふうに記載があるところをまず、参考を参照するようにして、A I I要求事項のところの追加要求事項ありなしっていうのを江藤半田判断しています。
2:04:46	その上でそれとは別に我々として、変更あるっていうところは黄色にしたというそういう資料になっております。
2:04:56	まずここまででよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
2:05:02	一方ですね。
2:05:05	ちょっとこれ、どう、どうちょっと進め、まずちょっと一旦、今日、間に合うように、ちょっと特化で作っております、あと、各条項で認識合わせをしていくような進め方なのかなと思うんですよね。
2:05:25	1点があるんで作ったのって、すいませんあれ出しておいてあれなんですけど、これも確かに全員じゃ議論はして、それが要るか要らないかって、確かに議論したんですってね。
2:05:37	H T Rってね聞いたんですけど、美津濃自身で作ってないですよ。あれ。
2:05:43	京成のシーン作ってるんですよ。そうなの。そう。両方使ってるんですけど、これ一井ってある人行ってたんですけど、軽水炉のね、審査指針をベースに作ってるんですって。だから
2:05:55	水炉と京成と両方と比べてるんですよ。ただね、
2:06:00	いうのはね、必ずしも多くない。こことちょっと同じじゃないんですよ。少なくともそういう説明を聞いていますね。
2:06:11	はい。そういう意味でいけば我々も出力が高いということで、水木丘陵には本来入っていないので、軽水炉の方も参考にしているという、
2:06:24	位置付けで考え方としてはHと同じだと思っています。何かC D - R中でやっぱ新しい方を作った段階でそもそもね軽水炉の審査指針使ってるって言ってましたからね。
2:06:37	だからもうそういう意味では、参考とかじゃなくて、もうフル適用で作ったらしいですよ。新規制になったときも、例えば軽水炉側からバックフィットかかっちゃったものってあるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:48	試験のK S Nが入ってるから、試験炉に入れろっていうものは、中にはあるんですけど、そういうのは、もともとやってるから、関係ないわって言って落としてる。
2:06:58	ですよ。だから、そういうのを、府を含めて常用と一緒にですかっていうことで言うと、それどうなんだろうか、っていうところちょっとすごいわかんなかったんですけど。
2:07:09	それも同じって言えます。
2:07:13	多分今の整理でいくと、この中のグレーになってる部分ってというのは、もう規則要求の話なので、そうですね。
2:07:23	単純にここは1と同じじゃないといけないんだろうなと私は思っていた。
2:07:30	ところです。
2:07:32	要はHで、グレーというか、考慮してないところ、規則要求が変わってないから変えてないんだっていうところは、
2:07:41	同じであるべきで一方で、黄色のところの違いがあるので市としての黄色も当然あるので、
2:07:49	そこでは差異が生じるってのはあるにしても、
2:07:53	グレーの部分というのは、基本的には同じであるべきかなという規則だけでしか見てないので、これは試験の規則はそうなんですけど、その横にきてるね旧指針が水色じゃないんですよ、水野プラス実用炉指針だから。
2:08:06	必要な指針でもともと考慮してるものが、試験の指針に入ってたとする、それは、
2:08:12	フォームを除かれちゃうってことなんですよね。今これは水だけで比べてこうだって言ってんですね。
2:08:23	そうですね水炉指針と試験炉規則を、
2:08:27	比べて、
2:08:29	グレーになっている。
2:08:31	のが、基本的な部分。あとは、後半の多分トリング関係のものについては、
2:08:41	市の資料を見た見つつ、
2:08:45	比べてはいるというところかなと思います。一応水島から呼んでおりますけども、そこから、
2:08:54	何だっけまだ発電炉規則見たってここは出てこない部分なので、
2:09:00	例えばね、施設工認の技術規則とか、その辺でどっちにしろもともと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:07	基準にあって、
2:09:11	設備変更がない部分というのは、その後半の部分はそれをそれを理由にグレーにしているっていうのはイメージです。
2:09:27	あれですねナトリウム特有のところだと多分 55 条ぐらいから 18 ページの 555657 ぐらいは、
2:09:42	ちょっと特有なのか要は、条文が分かれてるはずなんですよねちとはね、そうは言っては、千田当間 4555657 多分 454647 みたいな形で、
2:09:56	Hにもその嘘に多様な相当する条項あって、
2:10:01	そちらの方で
2:10:03	追加要求事項はないっていうふうに整理をされているところで、
2:10:09	そこは一応同じように考えればグレーなのかなという。
2:10:16	考えですかね。そのようなちょっとその所規則が違うというところ。
2:10:21	についてはそういう整理を今してます。
2:10:25	新井田伊奈条文相当条文のところを、
2:10:28	参考に追加要求があるかないかっていう観点でやっていますね。
2:10:37	はい。なるほど。
2:10:45	あとはHにも記載のない条文とかはあるのでそれは実際この水労を指針の旧指針と記載ぶりを見て
2:10:56	前回ちょっとてにをは除いたとして実態的な要求としてどうなのかというお話もあったのでそういう観点で見させていただいて、Hが全く触ってないような、
2:11:09	ところについては、
2:11:12	実際飲む要求内容を比べてこちらの方でちょっと判断をさせていただいてるとそういうところも若干ありますね。
2:11:20	はい。
2:11:21	織茂市東。
2:11:24	そうですね。だから、この幹線は結構落としにかかっているわけですね。
2:11:38	試験みたい今回落としてますけど、これ、どうですか。一応設計上は何かちゃんと議論して、追加になったっていう理解だったんですけど。
2:11:49	翌朝このってなくてもどうするんですけど、これ。
2:11:55	どちらで行きますっていうところがありそうですか。いや我々がもともと出したまとめ資料がちょっと、
2:12:05	いや、やりすぎじゃんっていう話もあったので、いや、それは何ていうんすかね。中身としては議論させてもらって審査上としてもりもり加工ってわけじゃないんですけど、ただ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:17	少なくとも試験燃料体に関しては何だっけな、雷撃構造とかの考え方っていうのは、結構今までと違って整理されたと思ってるんですね。
2:12:27	これは各代表かなあとって確かには要求変更がなくても、あれは設計としての考え方が変わったっていうふうに僕ら受けとめてたのですよ。うん。そうでもない。いや、いやここは私も悩んだんですけども、
2:12:44	加藤さんおっしゃる通りですね、今回、一番大きかったのが、と、これもちょっと記載をしたんですけども、もともと我々特殊燃料要素、
2:12:58	垂鉛っていうのを、補助、使う区分を作ってたんですけどもそれを、
2:13:06	要はただのドライバー燃料の延長線上なのかそれともやっぱりそれを試験燃料に区分するのかっていうところは、さんざん議論をさせていただいて、結局、照射燃料という中に入ってるんだから、
2:13:24	どっちで読むんだといったときに照射試験要素として、照射用の燃料要素として読むんですっていう、ものではないのかなと。
2:13:35	いうところでそこは何て言うんすかね。
2:13:40	考え方というかちょっとここ、
2:13:43	いうところが間違い、井戸どう区分するかっていうところの違いで、その本質的なところではちょっとないのかなというのもあるって、
2:13:52	ちょっと今回グレー側では整理してんですけど実際問題はあれだけ実際審議をさせていただいているので、
2:14:02	黄色にしても、
2:14:04	いいのかなと思いつつちょっとご相談かなと思ひまして、なるほど。
2:14:12	ちょっと有吉です。
2:14:15	マイクの性能が良くなったんでね、国でもOKです。
2:14:20	私はねこれ議運で、従来からの基準からの変更なし、当日はぶったんです。いろいろ読み込んで、
2:14:29	実際、
2:14:32	変わってない。ただし、そうそう。はい、江田前田さんが言った通り、今回のすごくケアの丁寧な検討されてて、
2:14:40	熱復旧時間
2:14:44	いろんな話をちゃんとやってて、
2:14:47	新しい知見を盛り込んだ結果、要するに変更がないと。
2:14:51	いう結論になると僕は理解したんですけど、おっしゃる通り須田様は設計方針としては全く変わっていないっていう意味なんですねはい。細かいところはもちろん数字を変えてはいるんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:04	ですけど、変わったけど結果的に変わってないんで、ちょっと許可の部分の書き方を見ると、なんかね何かプルトニウムの組成とか、
2:15:16	何か基礎が増えてるんだよね。それは結局物が変わったわけじゃなくて、熱
2:15:23	設計基準値の検討が細かくなって、それに関する変更が反映したのかなと僕は思ったんですけどどうですかね。
2:15:32	そのご理解で。
2:15:34	いいと思ってますはい。
2:15:39	それが要は設計方針と表その変更にあたるかどうかという、
2:15:46	ゲーところなのかなと思っていて、
2:15:50	ちょっと悩ましいなと思ったんですけど
2:15:54	その要求事項とその辺方針としてはそもそも変わってないんじゃないかっていう、その条文、規則だけでも読んだ時の、
2:16:02	読み込みでちょっと今回こういう判断をさせていただいたというところではありますはい。また本質ではないけれど、今回いっぱい除いたんですよね。昔入ってて許可の中に、
2:16:16	使わないぐらい抜けてもらって、はい。そうですねそれはご指摘ありましたし実際問題、使うこともないのでということではい。それを踏まえて設計基準値と変更あるかってチェックしたんですけど、
2:16:33	計画に結果的には変わってなかった。
2:16:35	鳥飼さんです。
2:16:40	はい。はい。
2:16:48	後藤さんはプログラムの変更として一生懸命審査庁かどうかと言ったら、
2:16:52	まあいいなと思った。
2:16:55	ありました。
2:16:57	普通、照射燃料、燃料はいの方が照射燃料を急に変わってないんですけど、
2:17:07	海水の方から核的制限とか熱的制限値んとこで返せるのか変わったでしょ。
2:17:13	栗栖衛藤。
2:17:16	出勤に対する、それ 3030 日、30 日以上はしなかったんですか。いえ。
2:17:28	そうですねドライバーは 32 条の方で見ますので、
2:17:37	結構、43 条についてはしっかり議論はさせていただいたのも事実でございまして資料も一色。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:47	出して整理はされているので、資料はね。
2:17:55	内藤さん、6円。
2:18:08	だから工藤さん、何かこういう必要があるんだったら、なければいいのかなと思いますね。はい。わかりました
2:18:19	いや、単純にねどこまで落とすかなってだけの話でして、向こうの言い値上がったと思うんです。
2:18:37	これ採算テンパチが変わったんだよね。要するに、原発の記載内容変わってるんですね。
2:18:45	はい。テンパチの記載内容は変わってますね。
2:18:48	条文適合性としてどうなんだっちゅう事なんだろうけど、いや、なんかねそれ、あとこう言わないんだったら落としてバーツとは言ったものの、何かそうやっていろいろ確かに今回テンパチの記載変わっちゃってるから、
2:19:02	なんかですね、今話は、基準が要求が変わってるから変わってないから、それは井内にならなくて、最後江崎動物園を反映して変わった。
2:19:15	審査書を書けばいいんじゃないかと思ったんです。違う。それはそれで結構です。ただこれ、家は追加の要求の話だけじゃなくて、変更ありなしのところもまだ知ってるから、
2:19:26	結論ですよ。そうですね。米村さんあれだよ。あの僕やっぱりテンパチが変わったというんだったら、何でっていう話やっぱり決めないと思うんです。どうですか。そう。二つあると思うんです。
2:19:40	今、水田鳥居、
2:19:47	いうやつと、その次、追加で入れたってやつが二つあるんだろう。うん。
2:19:54	お話で有吉さんのお話で、審査承認泊っていうのであれば、黄色なんだと思います。審査側で書くこれ、うん。そしたら、黄色でいいんだと思います。
2:20:08	はい、わかりました。要求事項変わってないのはね僕らもあんまり移動はなくて、そうだろう。ああいうくじく変わってない、ないんですけども我々としては、少なくとも、
2:20:20	削減してる変更がありますし、そこは設備変更があるので、黄色っていうことであれば、いや、はい。基本、グリーンは、
2:20:33	いわゆる審査書の対象外で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:36	規則で変更ないんだけども変更してるからってというのが黄色になってくるので、
2:20:41	そこは了解です。なので、その観点でも他に、グローリー杉っていうものがあれば、いやこれは審査書に入れるからっていうものがあれば、
2:20:54	それは黄色にしたいと思います。
2:21:09	もう書いちゃってるし、そのパターンですよ、実は皆さん上西ちゃってるんですけど、僕らもね、まとめ資料ベースで書いちゃってるパートもあるんですよ実は、そういうのもあるから、なしにするかどうしようかっていうのちょっとね悩んでるんですけどね。
2:21:24	なので、我々としては、技術的な説明は一応させていただいてこないだコメントいただいた部分もあるので、
2:21:34	答えなきゃいけない部分もまだ残っておりますけども、このグレーにするのか黄色にするのかっていうのはちょっと、
2:21:40	ご判断はちょっと1度お預けしたいなと。そうですねはい。私も相談して本当に要らないものはね落としてももちろんいいと思うので、これはちょっといらんんじゃないっていうのはそのままでいいんですけど。
2:21:54	ここはさすがにいるんじゃないんですかねっていうのはちょっとこっちから言いますかね。
2:21:59	ところでねちょっと何かまた何か局所的な話をして申し訳ないんですけど、例えば55条とかってね、冷却系の話あるじゃないですか、これ。
2:22:10	水炉と変わらないですって言って気持ちわかるんだけど、ただ、水谷河端とかないでしょ。だからこれってね新しいOKだと思ってるんすよね。もともとあるんだと思うけど。
2:22:21	パーツの倍以上の話で水本若生、ちょっと見ても見つかった話だから、これってちゃんと確認しといた方がいいんじゃないかなって正直思ってたんですけど倍したカラー。
2:22:32	ここはどうですか皆さん、どう考え、ちょっとできれば、
2:22:38	減少機構の前田です厳密に言うんですけどすいませんチョコ水の指針じゃなくて高速増殖炉の方の指針を貼っといた方がよかったと思うんですけど。
2:22:48	そ、そこ等の考え方では多分変わってないと思うのでちょっとここ張りつけるものをちょっと変えておきます。いや、ちょっとまた、それはそうなんだけど、近く増殖炉の申請FBR指針も樹脂のこと言ってるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:05	でもそれってもう人を作るためにやってる地震であって上位をそろえて作ったわけじゃないですよ。参考にしたという位置付けが違うんですけど、違って、
2:23:19	やや元に不備ある指針が作られたって意味じゃない。上位をNRCに設計したんじゃないですよって言うだけなんです。そうですねスタートはそうなります。徐々に知見があっても中にそういうものを整備したっていうのは理解してるから、フィードバックなんだっていう言い方なのかね。
2:23:37	高見さんの的にはこの55条が運営等変更って話。そうですカバーガスバウンダリーの話って、水炉ではもともとない話であって、このところっていうのは新しいところなんじゃないのってこのすごい特性なんじゃないんですかということで、
2:23:57	思ってただけなんですけど、そういう時であるっていうのはその通りです。だけど年から変わってるかと言われたら、変わってない。だから設計が変わってないところ、設計変わってないんです。
2:24:10	全然変わってないのかな、設計が変わってないのは、結局、この下に、要は施工に技術基準があって、
2:24:20	そこの中では、名取室の一次冷却材って、技術基準決まったりするので、結果的にだから変える必要がなかったっていうようなイメージになるかと思うんですけど。
2:24:34	なので、設計方針として変わってるか変わってないかっていうと、我々変わってませんなんて言うって言われると、
2:24:44	全部を明確にされて、法できてるんじゃないの。いや、明確になったと思ってるんです。もう十分ちょっと。
2:24:59	うん。うん。これね、規則がこういうふうになくなって、うん。入ったんだから、やっぱりこれしょうがないっちゃうのはね、僕はよろしくないと思うんです。うん。だから、なんでここ、この記載自体は従来の設工認基準、技術基準規則がこう上に上がってきたようなイメージになるんだと思うんですよ。
2:25:19	我々として、黄色でも赤でも、どちらでも取り扱うんだらうなっていう思いはあるので、わかりました。それはいずれですからちょっとここであんまり細かく言ってもしょうがないから、1回チームでこの辺はして、ここは入れましょう黄色ですとかって言うてあげれば、皆さんはわかりました別に抵抗します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:39	そうですね。結論なんて50ヶ所審査しか見てない、ないだろうなあと思ったんでまあと全然意味ないのはわかるんですけど、ヒートシンクへの熱輸送もね、これ新しく入った話だから、1Fの教訓で根本。
2:25:53	京成の言葉だったんだけど、そうね水に繋がった。
2:26:00	こんなもんねもともとやってるから関係ないですってことなんだと思いますけど。そりゃそうですね。この辺は、結局、何ていうんでしょう。市のやつもあったので、1で書いてあるところが、
2:26:16	グレーじゃないっていうのもおかしいよなっていうところもあったので、こういう形にはなってると思われまます。
2:26:24	でもS G T Rはこれね軽水の指針で言うところあるんですよもともとこの最終ヒートシンクの話があったらそれでやってるから、やれって話だったんですよ、これは。
2:26:34	そうですね今ので設計方針として変わってないからっていうことだと思うんですけど。
2:26:39	その観点でいうと、一緒になっちゃうのでなんで、すみません最後、おまかせしますけども、この、この辺この辺りをグレーにしたのは、あんまり市での、
2:26:50	整理と、不整合が生じないようにってことですね。ありがとうございます。
2:26:57	Hをさ、実炉心で審査しましたってなってるだけそう言ってます。それで設計したって言ってますけど、我々の立場としては、
2:27:10	我々の立場としては本当でしょう。ちょっとあまり長くなってないんですよ。
2:27:17	すみません木場じゃないんですね、設計時の審査指針、設計申請がね、設計のためにも聞いてはならない。
2:27:27	確か、稲本局、
2:27:30	すごい悪かったんですよ。だって技術基準以降はちゃんと省令があるのに、許可ってね、原安委指針でやってて、只野参考なんですよ昔から言っちゃえばそういうことで、あんまり言うとね、覚えるけど、
2:27:42	そうでしょうから、審査基準、呼び込みをしてるんで、4年とか5年ぐらい、だけど地震の時もあるでしょうね。でも何でもなくて、そうなんですよ。何をどう理屈を超えたってね、今の全然位置付けが違うんですよ多分あれは。
2:28:00	行政処分場の認可基準なんてないから、どう頑張ってもそれを言うと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:06	事務局をやったときに、原子力委員会が行政機関ではなかったから指針で判断し、
2:28:16	いやそれをね、直さずほったらかしにしたわけですよってしまえばね旧組織の悪いところだったところとしか言いようがないんですけど、今規制委員会はそれ改めてちゃんと規則貸出解釈貸出審査基準化したわけですよ。これ行政手続き法に基づく処分基準だってちゃんと位置付けてクリアにした。
2:28:33	フローです。それは前からやってたんで行政処分のところには出たわけじゃないですね、手続きとして指針なんですか。
2:28:45	だけど、法令の中で不明確でいう基準とか起算して、行政庁がね責任持って定めてないのにねそれを審査基準を処分基準に置くなんてねちょっとやっぱりあやしいですよ、それは。うん。
2:29:06	せっかくの基準が設置許可がない総理大臣から経済産業省さん大臣に移った時の苦肉の策として、その共通なあとという判断基準を
2:29:21	やっぱ困らないでしょってことです。駄目って言いながらも、でも実際そのね、許可での設計って指針幾つに適合してるかって見てたはずなんですよ。だからそれ見てるでしょ。いつも見てるよ。ただ、
2:29:35	設計思想っていうのと液相脳症っていうのは別のもので、設計思想っていうのはもう少し深いところまではやるんですよ。そのうちのその安全上重要な部分っていうのは、市の今 d u 指針でもいいしね、基準で定める基準で定めてるんだと。
2:29:52	やっぱ設計のためにうちってはいけないって何で設計して、それは申請者に言ってるわけですね僕らの話はそのポイントで見えるんだけど、君たちは当然もっとね、うん、ガール深遠な設計をしている決まってるだろう。こんな浅い方なわけはないという話ですね、もともとですね。
2:30:10	基本的にはアメリカのさ、NRCの基準から来てるんだけど、NRCの基準によってまず発電所がどういう発電所を作るんだっていうのが決まってから、いろいろとその事業者と議論して、
2:30:25	その基準を聞いて定めてるっていうのは僕の考え方だから、それはないです。事業者がどんなものをつくるかわからないような日数基準を作るっていうのも土木の考え方、それは正しいと思います。FFRDの方じゃない。
2:30:41	当然だと思いますねそうやってねいや常陽もHTTRも、もともとねこんなの初めてじゃないすかどこにもない。初めて作ったっていう基準も

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ないしさ、今から見て基準と違うじゃないかって言ったってそれはちょっとひどいんじゃないのって言われると、
2:31:01	ああだ、ごめんなさいねだ皆さん背に難癖つけてるわけじゃないんですけど、ちょっとどうしようと思います。
2:31:07	へえ。難しい。さっきの質問でH T T Rがじゃあその実用の指針使ってたってっていう証拠はどこにあるのって言われる多分ないんですよ承認って
2:31:20	長文の実用炉自身を使ってH T T Rは審査されたっていう証拠があるのかって言われると、ちょっとね、多分明確にはないかもしれない。審査するのは最終ヒートシンクなんていうね、項目ないんだだけ。いや、昔の審査書なんて今と比べたらへぼじゃないですかもう、全然やってるでも情報。
2:31:38	指針ごとに書いてないかもしれないですねそれ一のところの実用炉の指針を引っ張ってるかもしれないですけど、それは審査書だと思いますよねそれでちょっと、その当時の審査を見たことないですよ。
2:31:58	それはじゃあ確かなあと思うんですね、原子力安全委員会結構諮問したときの日付。
2:32:13	平成2年ですか。ありますか。正岡君が整理して、
2:32:18	いや、あれでしょ倉庫とかどっか探せばあるんですけど。
2:32:30	起こした人をちゃんと見て、
2:32:39	対応が強いですよ。ちょっと所長、規制所長が変わるたびに商品を本来移籍しなくちゃいけない。
2:32:50	その井関がきちっとやられてないっていうのは、
2:32:54	13年以上じゃないところ、小林さん、ツヴァイの時に、これは旧科技厅なんかから、新型の下に移ったんだけど、出したらさ、
2:33:07	まずというやつが違うので、
2:33:11	多分根井すみません新沼浩平規制庁の言い値で申し訳ないんですけどH T T Rの皆さんが言うにはそうだってことですね、実用指針で審査されるし、自分たちもそれを念頭に置いてね設計はしているのだっていうそういうお考えでしたね。
2:33:28	そういう意味で、
2:33:37	まあそういうことなんでしょうね、きっとそういうことなんだと思います。新しく作るわけだからっていうことで、そういうふうに向ってて、そうなんですってという、物流、実用炉をベースに、その特徴を加味して審査したそうです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:55	春日にFBR地震って作るわけにいかないですし、なんだって言われたら、実用になっちゃうっていうそれだけのことですけど。
2:34:08	はい、じゃあここは説明を受けたということで、ちょっとなんかで議論しましょう。結局これ診察としてどこまで残しますかっていうことになりますので、
2:34:22	最終的には皆さんと梶井側とこっちの意識が合っていないといけないんですよねだから基準要求上は言わんだけど、何かここが見たから、黄色にしましょうかという、
2:34:34	ことは言う。
2:34:37	記載レベルとしては非常に管理基準って言い方もあるんだろうかね。関連基準として見たってのあるかもしれない。
2:34:47	さっきうち冷却系とかさってというのはさ、炉心露出してるからさ、水飲んじゃやっぱり出力が上がって、他も変わったつってみるけど、下げちゃって、このままだから、さすがにちょっとそれを、
2:35:07	語ってるってのは、昔から安全ぐらい働いてるようになって感じがするんです。注いだ多分それはビルにしても、
2:35:17	前みたいにぎりぎり見るんじゃなくて、まあまあ大丈夫ですよっていうふうに見るぐらいなってしまうとね、ちょっと変わったってのは変わったんですよ。変わっちゃ変わったんだけど、
2:35:28	核的制限値や後でいいますから、ちゃんと大丈夫っていうの見てるわけ、系統としては、いや、
2:35:40	それを結局原発の再一次冷却系統に事務局検討を、の確認をせざるをえないだろうなっていう、そうしないと部品の暖房という意味じゃ、これ、でもそれはそれじゃ、冷却形態の現状ではちょっと下げたから、
2:35:54	むしろ文書で今回下げたから。うん。数字変わってますよね。説明。いや。
2:36:06	そうすると容量の範囲が小さくなったという範囲が変わったって言い方があるんだろうと思うけどね、待てる度上げたって言えばね、多分やっぱり引っかかるんすよ。いや、非安全があって、いやそう。
2:36:26	は下げたけど大丈夫でしたっていう。
2:36:39	これ、皆さんのまとめ資料をどうこうしろっていうことでもないの、ちょっと一旦どこまでこれを灰色を廃炉のままとするかは1回相談して、
2:36:53	しますかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:59	ご意見、これH T T Rでこの議論あったから、彼らも入れてきたんだろうと思うんですけど、確かに、
2:37:07	理解しました。
2:37:10	制御室は確かにいらねえのかなーわけじゃないか。
2:37:23	マニュアルに影響が小さい。
2:37:28	はい藤はじゃあねえっと、ここはすいません我々の宿題ってことでお預かりいたします。
2:37:37	はい。よろしく願いいたしますはい。で、ちょっとまだこれは開放でやる。
2:37:42	にはちょっと時間かかるんで、ちょっと一旦置いといてというところですよ。
2:37:48	頭を通すのが確定したら、1回話してもらったほうがいいたらうなって思いますけどね。そしたらこうなんだろうか。
2:37:58	自信を持ってじゃないけど、そう行けるね。
2:38:05	明らかに触れといた方がいい一次系とか二次元の微妙なやつは置いといて、明らかにこれが一緒っていうのは、ここで確定した細田です。うん。
2:38:17	それ、つまり審査書パートから落とすっちゃうことになるから、今実験整備とかいらねえかって相当してるんですけど、他にもねあるんじゃないんですかっていう。
2:38:34	はい、えーとですね、この後の面談がございまして、これで終わりとさせていただきますましてありがとうございますJ Aの皆さん今日は何か自転車トラベルのお話いただき誠にありがとうございました。大変だったと思いますけども、
2:38:49	皆さん当局したくないからね、常磐線壊さないのに毎回来てくれるから行きたいなと思ってます今からもう、
2:38:59	はいじゃ八鍬これで終了し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。